

府地戦第59号
平成24年5月9日

岩手県知事 達増拓也 殿

内閣府地域主権戦略室長

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（照会）

平素より地域主権改革の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲につきましては、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を進めておりますが、平成24年4月27日に開催された第16回地域主権戦略会議において、別添のとおり「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」(以下「基本構成」という。)が了承されたところです。

今後は、基本構成に基づき具体の制度設計を行っていくこととなりますが、検討を進めるに当たり、特に東日本大震災の被災県知事のご意見を頂きたい、基本構成について、下記のとおり照会させて頂くものです。なお、頂いたご意見は、「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での審議の参考とさせていただくほか、民主党・地域主権調査会への提出がありうることも申し添えます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ・意見照会の対象：基本構成（別添のとおり）
- ・回答様式：任意
- ・回答期限：平成24年5月11日（金）17時

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

平成 24 年 5 月 11 日
岩 手 県

出先機関改革については、それぞれの地域の実状等を踏まえ、地域主権改革を一層推進する観点で議論を深めていただければよいと考えております。

一方で、東日本大震災津波への対応においては、地方整備局をはじめ、国の出先機関が果たした役割も大きく、現在、その機能強化を要望しているところであり、大震災からの復興に最優先に取り組んでいる被災地としては、将来的に機能が強化された出先機関を受け入れることも考えられますが、当面、出先機関を受け入れる状況にはないところであります。

このような立場から、提示された基本構成について今般の大震災の経験を踏まえ、下記のとおり回答いたします。

記

1 広域的实施体制の在り方について

受け皿となる広域的实施体制については、国と地方による十分な検討・調整を踏まえ、意思決定や事業の執行の仕組み、ガバナンスをしっかりと確立することが何よりも重要と考える。

特に、大震災の経験からは、特定地域を所管する知事が当該被災地に専念せざるを得ない状況下にあつて、広域地域全体をマネジメントすることが可能となるようなガバナンスのあり方について十分な検討が必要と考える。

2 事務等の移譲の在り方について

事務等の移譲については、国と地方における十分な協議を踏まえ、効果的かつ一体的な施策の展開が可能となるよう、国から地方に十分な事務・権限等が移譲されることが重要と考える。

今般の大震災では、東北地方整備局が行った道路啓開や国のネットワークを活かした人員・機材等の確保など、出先機関が持つ国の総合力が機能した面もあり、大規模災害時には、国と地方が一体となつて対応することが重要である。

そのため、大規模災害時等の緊急時のオペレーションについては、出先機関の事務・権限が委譲されていたとしても、国と地方がそれぞれ現場の実態をいち早く把握し、一体となつた迅速な対応が可能とな

る仕組みが不可欠である。

3 職員、財源に係る措置の在り方について

職員、財源に係る措置については、移譲された機関が現在の出先機関と「同等又はそれ以上」の役割を果たすために必要な人員・財源が移管されることが前提と考える。

特に、今般の大震災のような非常時には、オールジャパンで対応する必要があり、国、地方で早期に人員・財源を被災地に投入できる仕組みや、移譲された機関において実状に応じた十分な対応が可能となる財源や執行権限等を確保できることが必要である。

府地戦第59号
平成24年5月9日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

内閣府地域主権戦略室長

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（照会）

平素より地域主権改革の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲につきましては、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を進めておりますが、平成24年4月27日に開催された第16回地域主権戦略会議において、別添のとおり「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」(以下「基本構成」という。)が了承されたところです。

今後は、基本構成に基づき具体の制度設計を行っていくこととなりますが、検討を進めるに当たり、特に東日本大震災の被災県知事のご意見を頂きたい、基本構成について、下記のとおり照会させて頂くものです。なお、頂いたご意見は、「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での審議の参考とさせていただくほか、民主党・地域主権調査会への提出がありうることも申し添えます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ・意見照会の対象：基本構成（別添のとおり）
- ・回答様式：任意
- ・回答期限：平成24年5月11日（金）17時

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

平成24年5月11日

宮 城 県

現在，未曾有の国難ともいえる東日本大震災からの復旧・復興に鋭意取り組んでいるが，その中で，通常時から国の内政に対する負担を大幅に軽減し，大規模災害の際は政府の総力を被災地に振り向けることが可能となるような地方分権型の行政システム構築の必要性を強く感じている。

政府が進めている「地域主権改革」は，地方分権を進めるものとして意義があるものであるが，国の基本的な組織機能を残存したままで，漸進的に権限と財源を移譲するような改革では，関係機関との調整などの労多くし，抜本的な改革には至らないと考えている。

真の分権型国家を実現するためには，現在の国と地方の枠組みを見直し，国は外交・安全保障・大規模災害等に限定された役割を担い，地方が内政の大部分を担う「道州制」の導入にまで踏み込んだ改革を進めるべきであると考えている。

府地戦第59号
平成24年5月9日

福島県知事 佐藤雄平 殿

内閣府地域主権戦略室長

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（照会）

平素より地域主権改革の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲につきましては、「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を進めておりますが、平成24年4月27日に開催された第16回地域主権戦略会議において、別添のとおり「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」(以下「基本構成」という。)が了承されたところです。

今後は、基本構成に基づき具体の制度設計を行っていくこととなりますが、検討を進めるに当たり、特に東日本大震災の被災県知事のご意見を頂きたい、基本構成について、下記のとおり照会させて頂くものです。なお、頂いたご意見は、「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での審議の参考とさせていただくほか、民主党・地域主権調査会への提出がありうることも申し添えます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ・意見照会の対象：基本構成（別添のとおり）
- ・回答様式：任意
- ・回答期限：平成24年5月11日（金）17時

平成24年5月11日

福 島 県

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」に対する意見

- 東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災直後から国の関係各省庁及び出先機関から多大なご支援をいただき感謝申し上げます。当県では、今年度を「復興元年」と捉え、1日も早い復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援をお願いしたい。
- 国の出先機関改革については、大規模災害時への対応が論点の1つとされているが、現時点では国、特定広域連合、県の役割分担や権限が十分に明らかになっていないように思われる。
- また、今回のような未曾有の大規模災害時においては、国や地方自治体のみならず、企業、民間団体等を含め、あらゆる主体が一丸となったオールジャパンでの対応が不可欠であることから、今後の対応の在り方については、出先機関改革とは切り離して十分検証を行う必要があるものと考えます。
- なお、出先機関改革に当たっては、市町村への説明や情報提供を十分に行い、市町村の理解を得ながら進めて行くことが必要と考えます。